

## ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージ

令和8年2月4日  
青森県

### 1 策定趣旨

近年のツキノワグマによる被害は全国的に深刻化しており、令和5年度には岩手県や秋田県を中心に市街地での出没が相次ぎ、当時の人身被害件数が過去最多を記録しました。これを受け、環境省では令和6年4月、クマ類を「指定管理鳥獣」に追加し、対策強化に乗り出しました。

さらに令和7年度には、全国の出没・被害件数が令和5年度を上回る危機的な状況となつたことから、国は令和7年9月1日に「鳥獣保護管理法」を改正し、市街地における銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」を創設したほか、同年11月14日に「クマ被害対策パッケージ」を策定し、省庁横断的な各種対策に注力しています。

本県においては、「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）」を策定する中、令和7年度の県内出没件数は過去最多を更新し、人身被害件数も過去最多であった令和5年度と同数に並ぶなど、予断を許さない状況となりました。また、ニホンジカやイノシシについても生息域の拡大に伴い、農作物被害が増加の一途を辿っています。

こうした状況を踏まえ、県民の安全・安心の確保や農作物等の被害低減に向け、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の各種鳥獣に対して関係部局連携のうえ対応するための施策を取りまとめた「ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージ」を策定しました。

### 【パッケージにおける5つの柱】

- 対策1 ゾーニング管理の推進
- 対策2 個体群管理・捕獲圧強化
- 対策3 狩猟者等の人材確保・育成
- 対策4 普及啓発の強化
- 対策5 庁内体制・支援体制の強化

## 2 各種大型獣による被害の状況等（年度集計）

### (1) ツキノワグマ

#### ア 出没件数

ブナの実の豊凶等に影響されると言われており、年によるばらつきがあるものの、下北管内での出没が前年比約10倍となるなど、令和7年度は全県において増加しました。

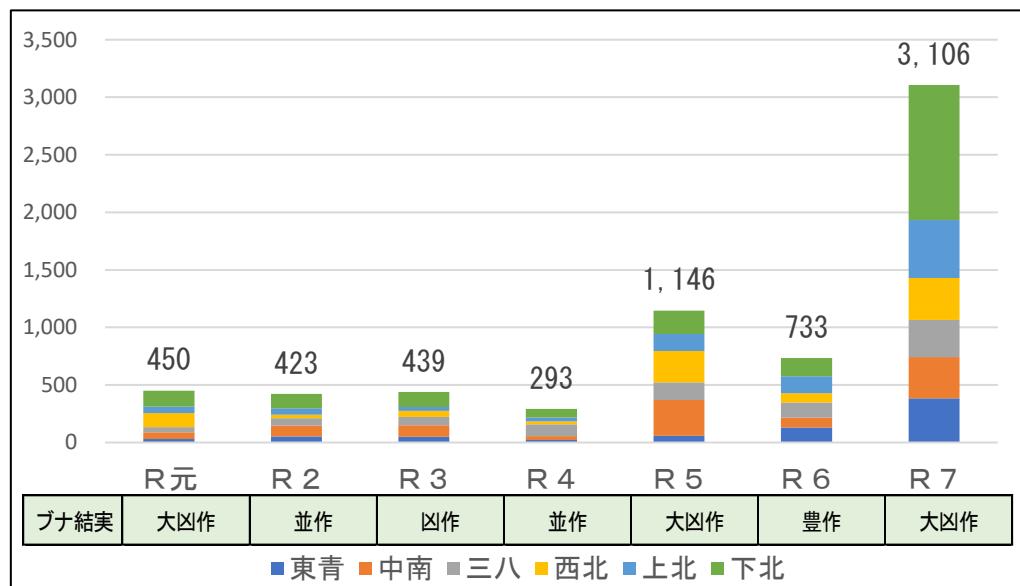


表1 ツキノワグマの出没件数（令和7年12月31日時点）

#### イ 農作物被害

農作物被害は年度によって変動が大きく、近年は減少傾向でしたが、令和5年度は出没件数に比例して被害金額が増加しています。

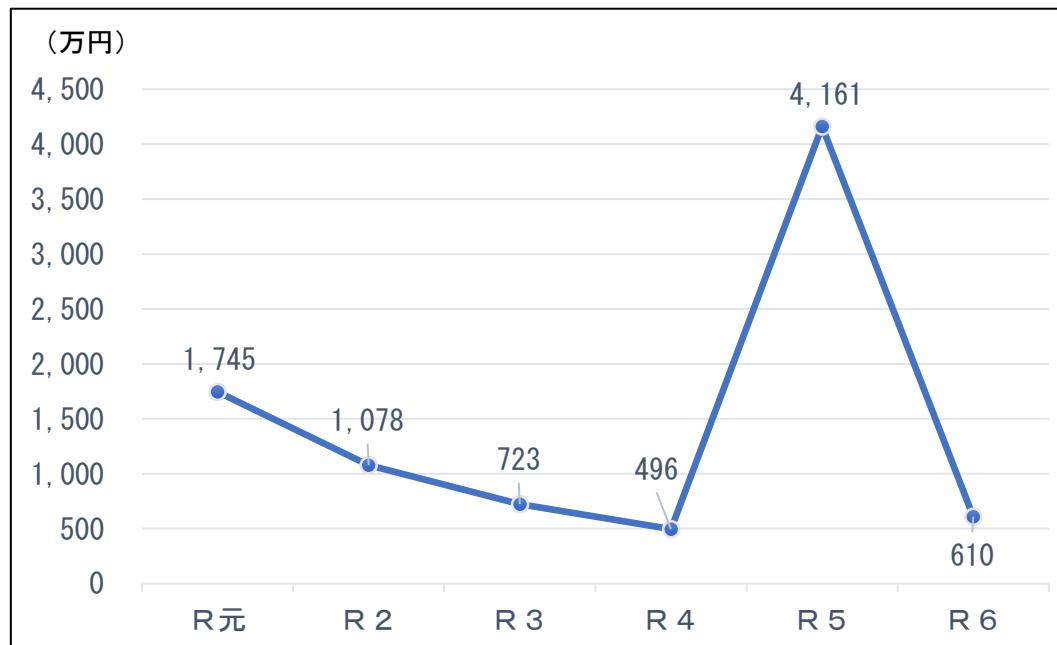


表2 ツキノワグマによる農作物被害金額

## ウ 捕獲頭数

狩猟による捕獲は例年 10~20 頭で推移しており、大半が有害鳥獣捕獲となっています。

有害鳥獣捕獲数は出没件数と連動して年度によるばらつきが見られますが、令和 7 年度は目撃件数と同様、過去最多となりました。

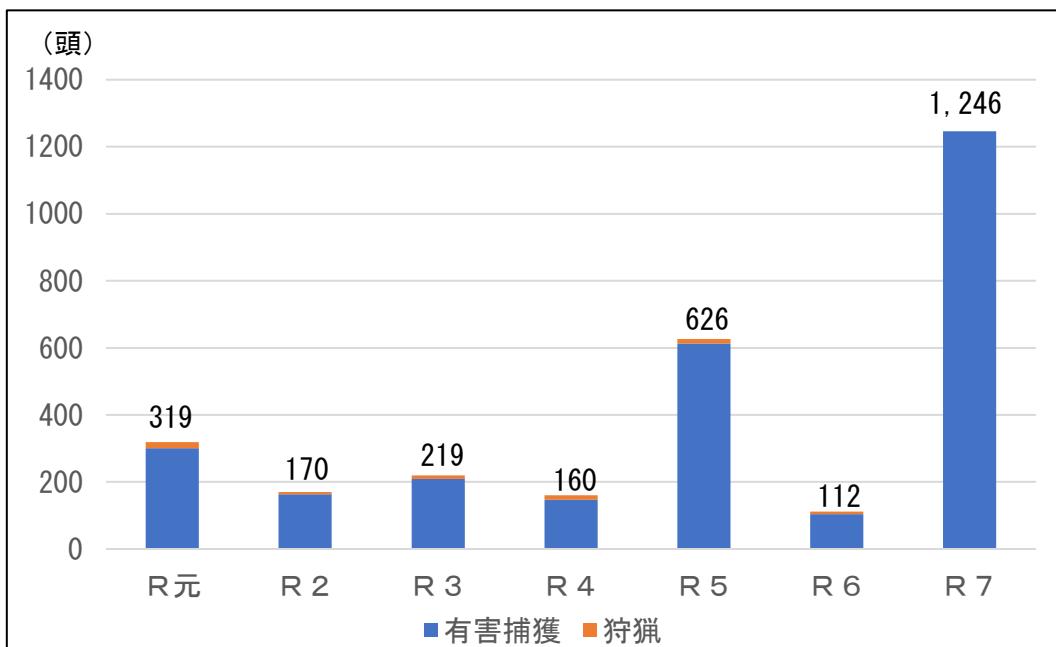


表3 ツキノワグマの捕獲頭数（令和 7 年 12 月 31 日時点）

## エ 人身被害件数

人身被害件数は令和 5 年度と 7 年度が 10 件となっているほか、令和 3 年度と 6 年度にはそれぞれ 1 件の死亡事故が発生しています。

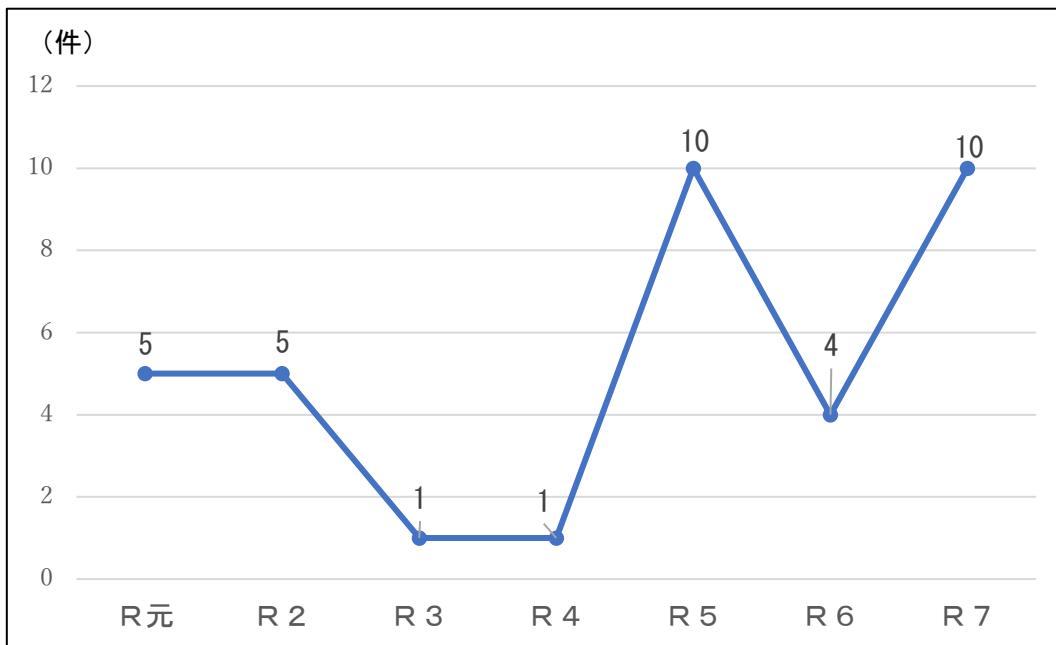


表4 ツキノワグマによる人身被害件数（令和 7 年 12 月 31 日時点）

## (2) ニホンジカ

### ア 出没件数

全県的に目撃情報は下記のとおりであるが、県の生息調査においても、生息密度の増加が示唆されています。

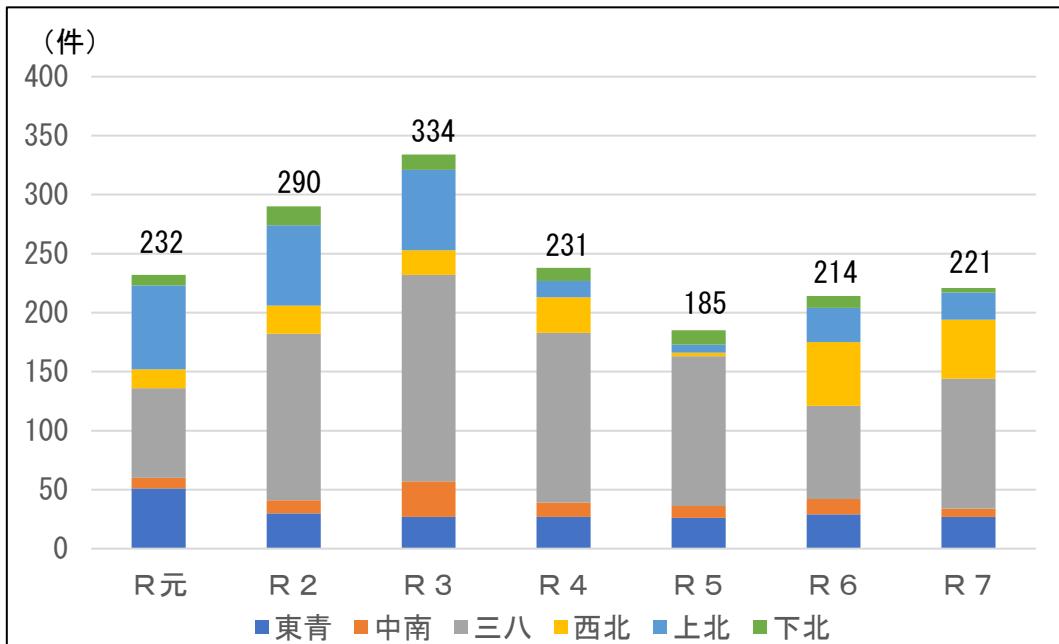


表5 ニホンジカの出没件数（令和7年12月31日時点）

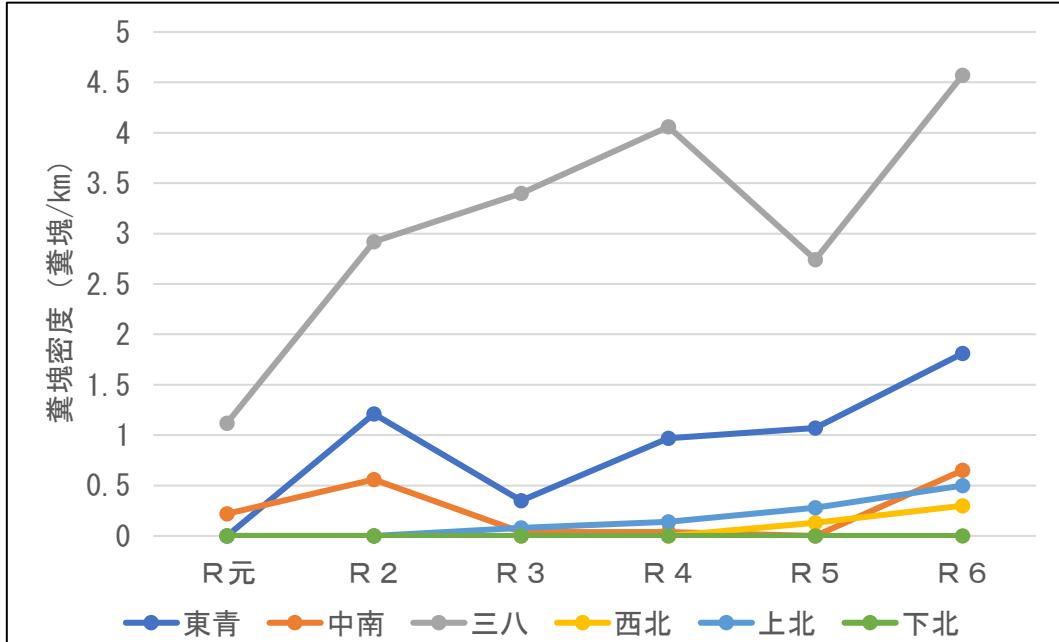


表6 ニホンジカの糞塊密度

※ 第二種特定計画において、管理目標を三八は 1.07 糞塊/km 以下、それ以外の地域は 0 糞塊/km としている。

## イ 農作物被害

農作物被害は増加傾向にあり、今後の被害拡大が懸念されています。

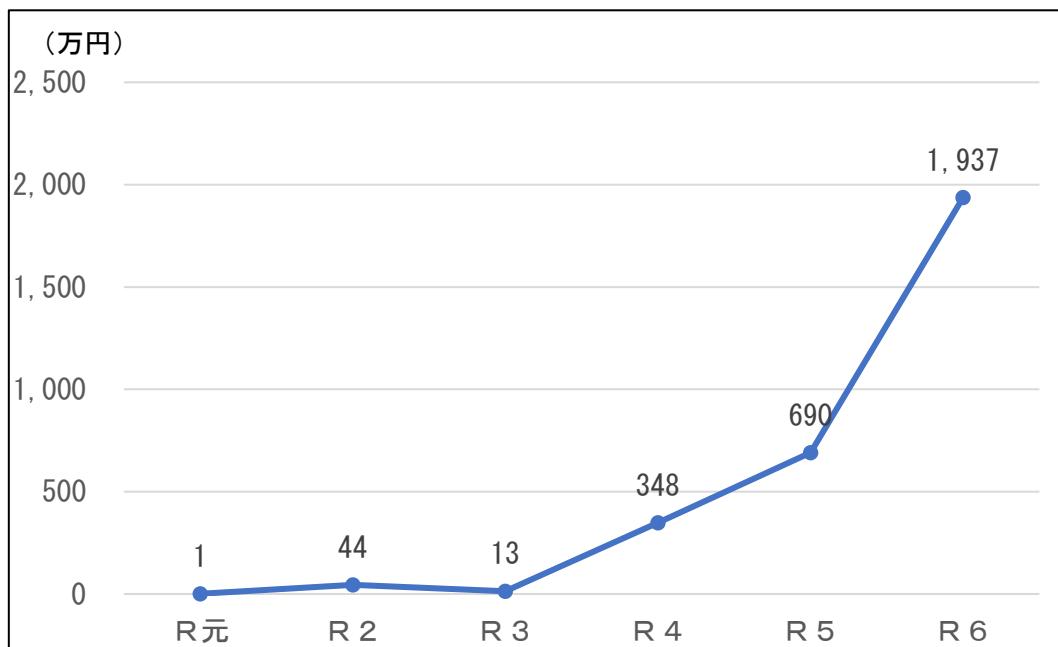


表7 ニホンジカによる農作物被害金額

## ウ 捕獲頭数

狩猟や有害鳥獣捕獲での捕獲頭数は増加傾向にあり、令和6年度は総捕獲数が初めて200頭を超えた、過去最多となりました。

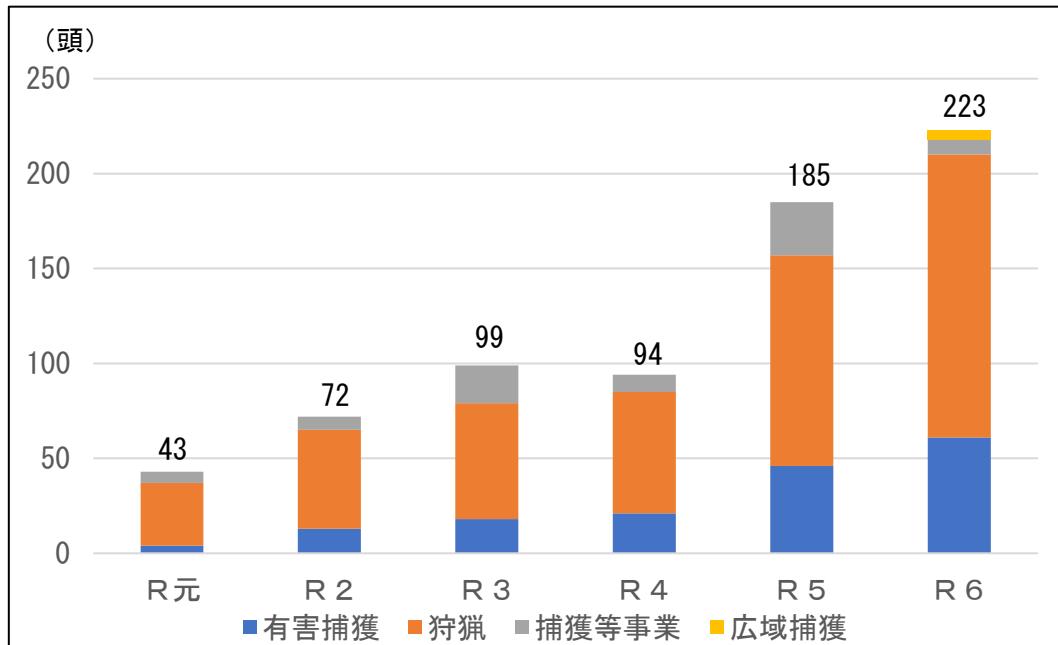


表8 ニホンジカの捕獲頭数

## エ 人身被害件数

ニホンジカによる人身被害件数はこれまで確認されていません。

### (3) イノシシ

#### ア 出没件数

全県的に目撃情報が増加しており、令和7年度は過去最多となっています。

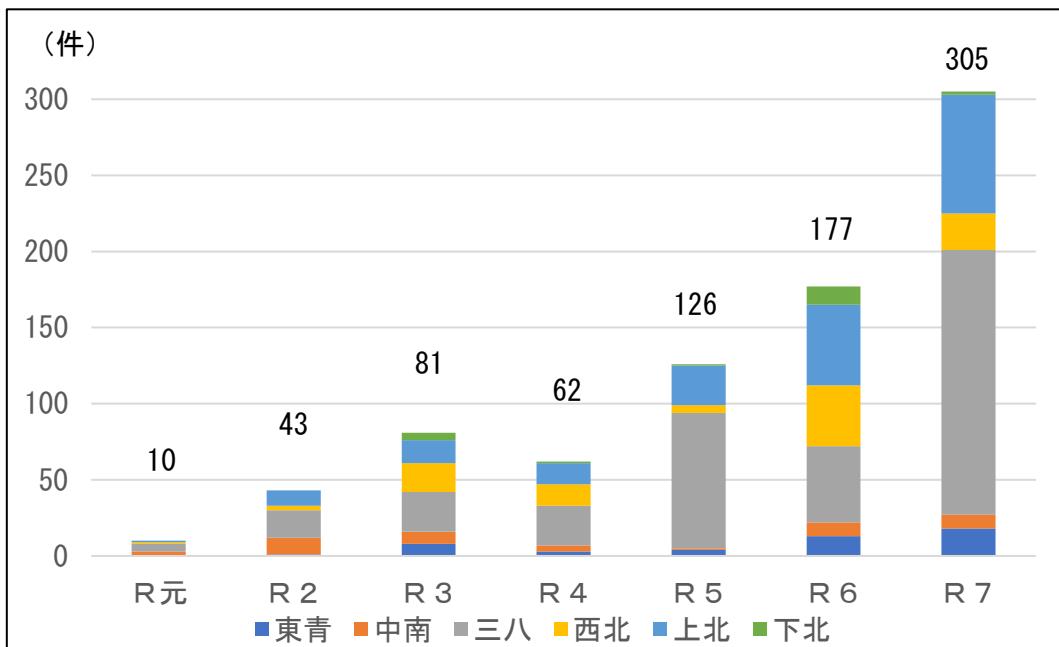


表9 イノシシの出没件数（令和7年12月31日時点）

#### イ 農作物被害

ニホンジカ同様、イノシシによる被害金額は増加傾向にあり、今後のさらなる被害拡大が懸念されています。

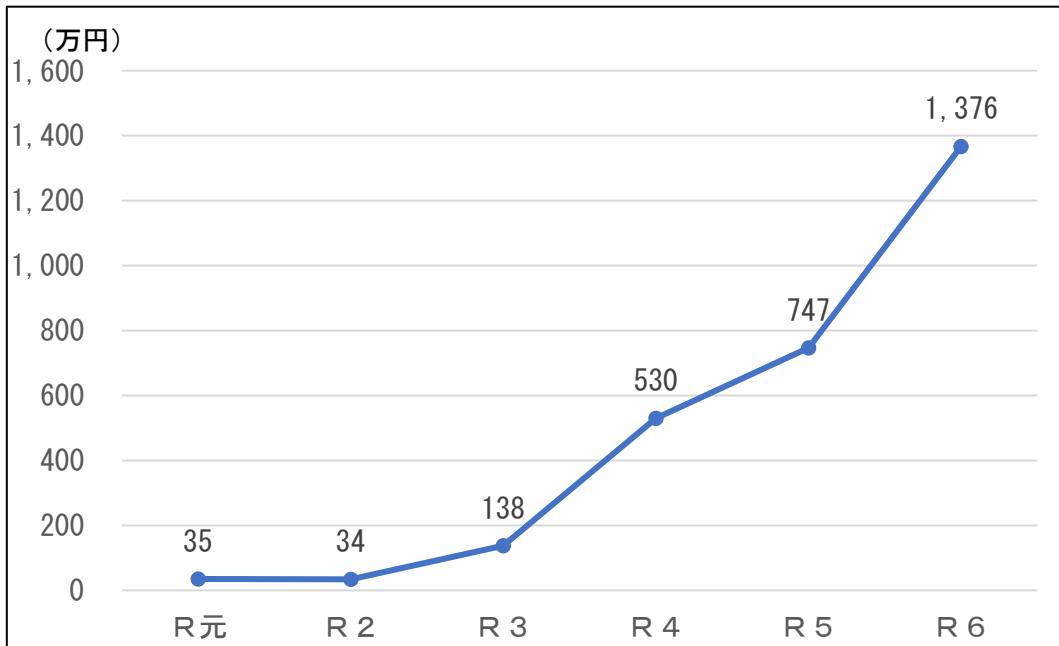


表10 イノシシによる農作物被害金額

## ウ 捕獲頭数

狩猟や有害鳥獣捕獲での捕獲頭数は増加傾向にあり、令和6年度は総捕獲数が140頭を超え、過去最多となりました。

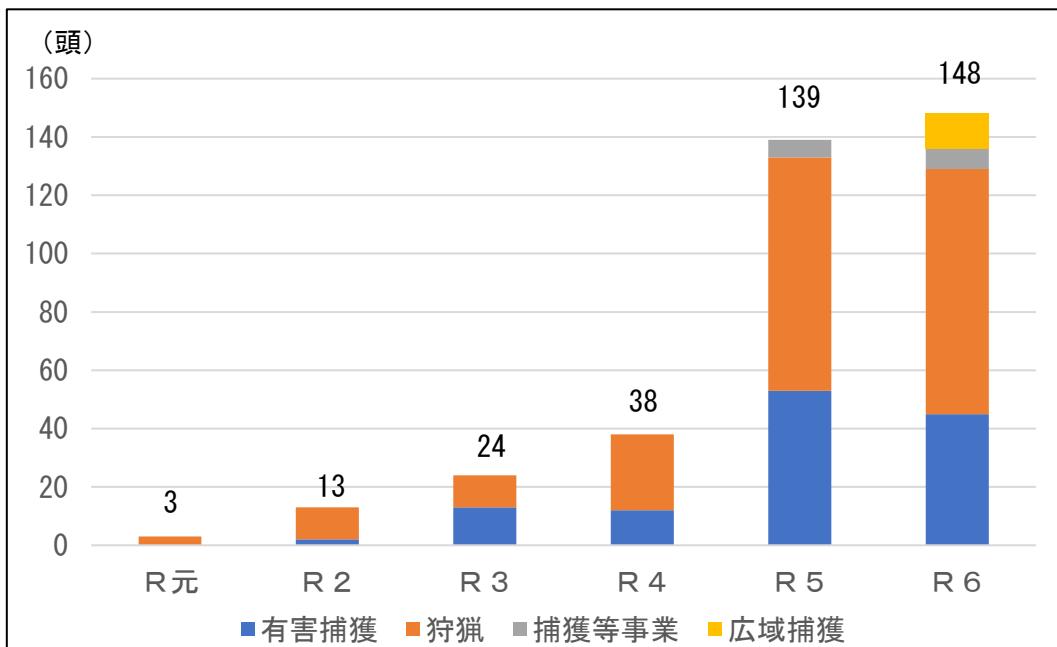


表11 イノシシの捕獲頭数

## エ 人身被害件数

イノシシによる人身被害は令和5年度に1件確認されていますが、死亡事故は発生していません。

#### (4) 野生鳥獣による農作物被害の全体状況

##### ア 農作物被害の推移

獣類の被害金額については、令和5年度はツキノワグマが、令和6年度はニホンジカによる被害が増加し、全体を引き上げています。

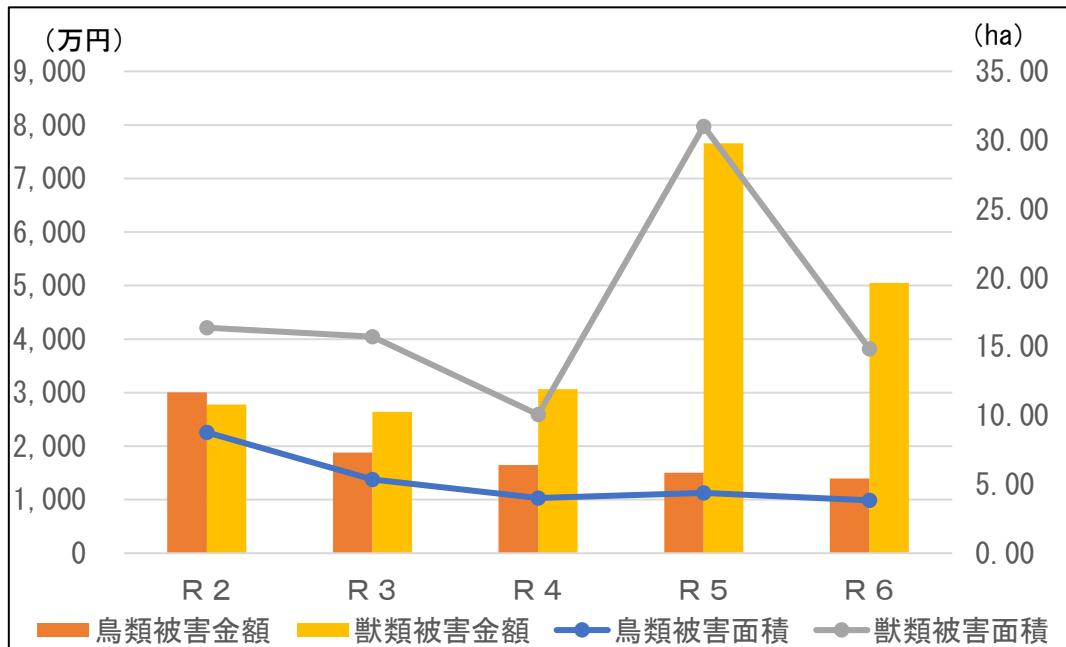


表12 農作物被害（金額・面積）

##### イ 令和6年度における被害額（6,454万円）の構成

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの大型獣による被害が、全体の6割弱を占めています。

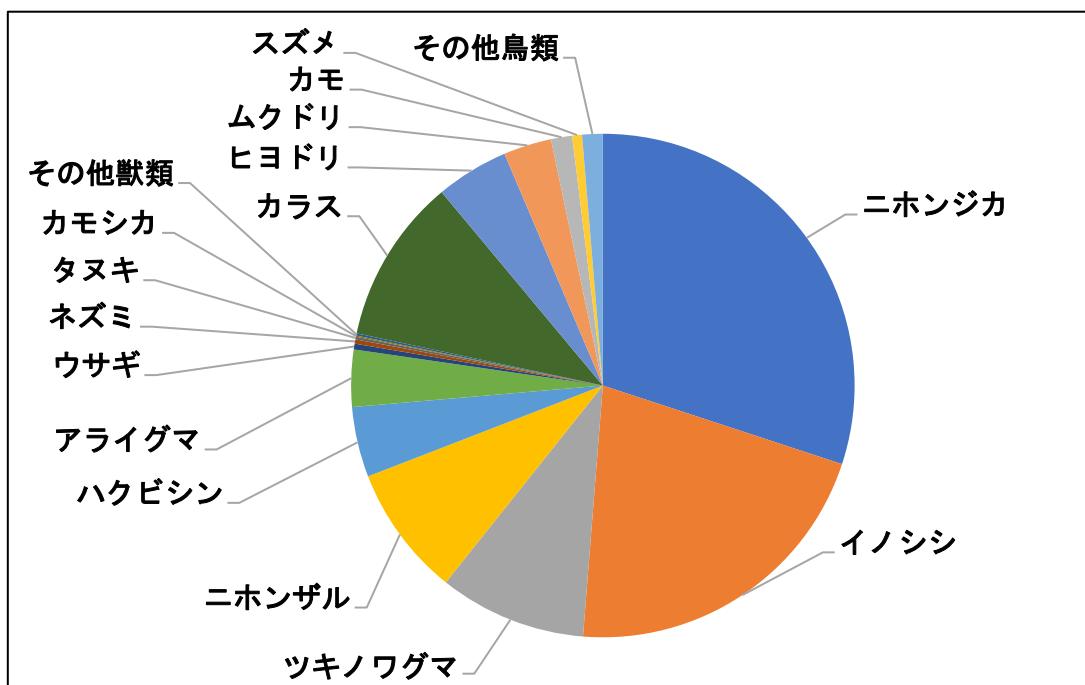


表13 令和6年度農作物被害金額の構成

## (5) 狩猟免許所持者数

昭和 56 年の約 7,300 人をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年度には 1,400 人にまで減少しましたが、近年、ジビエブーム等に起因して狩猟免許試験受験者数は増加しており、免許所持者数も微増しています。

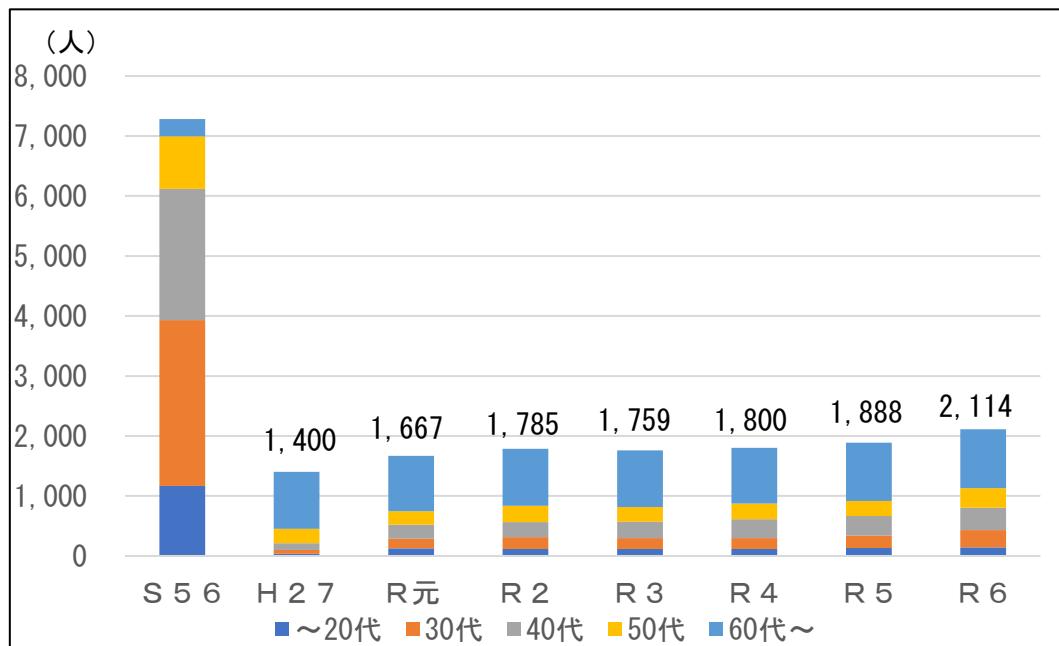


表 1 4 年代別狩猟免許所持者数

## 3 目指す姿・目標

県は鳥獣保護管理事業計画に基づく各特定鳥獣管理計画により、県民及び関係者の同意形成を図りながら、ツキノワグマについては科学的かつ計画的な管理を行うほか、ニホンジカ及びイノシシについてはその個体数の低減に取り組みます。

また、市町村においては、鳥獣保護管理計画に基づく取組や、鳥獣被害防止特措法に基づく「被害防止計画」を策定し、地域の実情に応じた取組を行うこととし、県はそのための支援を行います。

加えて、猟友会、住民、企業等にも鳥獣被害対策に係る取組に参画をいただくこととし、県はその普及策に取り組みます。このように関係者が、それぞれの役割を果たし連携・分担しながら、以下の 5 つの基本目標の達成を目指します。

### <基本目標>

- 人身被害件数の減少
- 農作物・森林被害の減少
- 出没件数の減少
- 野生鳥獣が侵入しにくい集落づくり
- 安定的な地域個体群の維持（ツキノワグマ）

## 4 県が取り組む施策

### (1) 対策1 ゾーニング管理の推進

#### ア 基本方針

人と野生鳥獣の棲み分けを図るため、侵入防止柵の設置や放任果樹等誘因物の適正な管理等に関して、適時適切に情報発信するほか、機会を捉えて、市町村、住民、企業等に対して誘因物を適切に管理すること、野生鳥獣と人間との境界をつくることなどについて支援を行います。

特に、人とツキノワグマの空間的な棲み分けに向けては、先進事例を参考にゾーニング管理の普及に努めます。

#### イ 施策

##### ① 総合的な環境整備による農作物被害対策の推進（農林水産政策課）

- ・ 農地周辺の環境整備等に係る課題解決に向け、市町村の要請に応じて専門家を派遣します。
- ・ 農作物被害等の低減に向け、集落座談会や集落点検、農地及び周辺の環境整備等を行うモデル集落を県内2地域に設置し、農業者等による集落環境整備の取組を推進します。

##### ② 侵入防止柵設置の支援等（自然保護課、農林水産政策課）

- ・ 市町村が取り組む市街地への侵入防止柵の設置等を支援します。
- ・ 市町村を中心とした地域協議会が取り組む農作物被害防止に資する電気柵等の設置や農地及び周辺の環境整備を支援します。

##### ③ 緩衝帯整備（自然保護課、林政課、農村整備課、河川砂防課）

- ・ 森林所有者が行う間伐等の森林整備を支援することで、健全で見通しの良い森づくりに取り組みます。
- ・ 中山間地域等において、荒廃農地の発生防止や農地周辺の草刈り、鳥獣被害防止等の活動を支援します。
- ・ 県管理河川において雑木伐採等を行うほか、河川区域におけるクマ捕獲用箱わな設置等への円滑な占用許可を行います。

##### ④ 誘因物の適正な処理（自然保護課、農林水産政策課、りんご果樹課）

- ・ 放任果樹や農作物残渣の撤去等に関する情報発信を行うほか、市町村が行う放任果樹等の誘因物撤去を支援します。
- ・ 市町村が関係機関と連携して行う一斉点検や現地指導等による果樹放任園発生防止対策及び伐採等による放任樹処理対策を支援します。

##### ⑤ 農作物等の被害防止に向けた新技術の確立・普及（農林水産政策課）

- ・ I C T機器を活用した効果的な監視・追払い技術等を普及します。

- ・ 各鳥獣種への対策として、ＩＣＴ機器を活用した監視・追払い等に係る技術実証を行うほか、特に対応が難しい冬期間のニホンジカによる果樹等への被害対策については、積雪期にも設置可能な電気柵等を活用した侵入防止対策技術の実証を行い、被害低減に向けた対策技術の確立・普及を図ります。
- ・ これまで県が取り組んだ監視・追払い技術等の実証結果を踏まえたＩＣＴ活用研修会を開催します。

## (2) 対策2 個体群管理・捕獲圧強化

### ア 基本方針

科学的な知見に基づいた被害防止対策等を講じるため、継続的な生息状況調査や捕獲等事業に取り組むほか、市町村におけるＩＣＴ機器の導入支援により、有害鳥獣捕獲の効率化・省力化を推進します。

実施した施策については、モニタリング等による効果検証を通じて、適宜改善を図り、順応的管理による効果的な管理対策を推進します。

### イ 施策

- ① 継続的な調査・分析及び計画的管理（自然保護課）
  - ・ ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシに関して、県内における個体数や生息密度を把握するため継続的に調査を行うほか、ニホンジカ及びイノシシは捕獲等事業によりその生息密度を低減させます。
  - ・ ツキノワグマは推定個体数及び有害鳥獣捕獲頭数等を踏まえ、専門家により構成される検討委員会において捕獲等事業実施の可否を判断するなど、順応的管理に取り組みます。
- ② ＩＣＴ機器を活用した捕獲技術の普及及びＩＣＴ機器の導入支援（自然保護課）
  - ・ 市町村が取り組む有害鳥獣捕獲の効率化・省力化を図るため、ＩＣＴ機器とわなを組み合わせた捕獲に関する研修会を行うほか、技術実証及び普及に取り組みます。
- ③ 市町村等の有害鳥獣捕獲活動支援（自然保護課、農林水産政策課）
  - ・ 市町村や市町村を中心とした地域協議会に対して、有害鳥獣捕獲活動経費や捕獲機材の導入を支援するほか、捕獲の効率化・省力化を図るため、ＩＣＴ機器の導入を支援します。
  - ・ 農業者が農作物被害対策として実施するニホンジカ、イノシシの捕獲等を推進するため、農業者団体に対して捕獲機材等の導入を支援します。
- ④ 捕獲単価の適正化等（農林水産政策課）
  - ・ 有害鳥獣捕獲等従事者に対する日当や捕獲単価については、地域間格差が生じないように適正化を推進します。

### (3) 対策3 狩猟者等の人材確保・育成

#### ア 基本方針

有害鳥獣捕獲従事者の負担が大きくなっていることや、新規狩猟者の確保に加え、狩猟者の技術向上に資する各種研修会等を開催します。

また、市町村が行うガバメントハンターの雇用等を支援するほか、麻酔吹き矢等を用いた大型獣対策、緊急銃猟等に関する研修会の開催、青森県鳥獣プロフェッショナル認定制度の創設・始動等を通じ、市町村の支援に取り組みます。

#### イ 施策

##### ① 狩猟者の確保（自然保護課）

- ・ 各種イベント等を通じ、幅広く狩猟の魅力等の情報発信に取り組みます。
- ・ 新規狩猟者の確保を図るため、狩猟免許試験事前講習会経費や猟銃等取扱講習会（初心者講習）経費、猟銃等取得に要する経費を支援します。
- ・ 県職員をはじめとした公務員に対し、狩猟免許取得に関する働きかけ等を強化します。

##### ② 狩猟者等の育成（農林水産政策課、自然保護課）

- ・ ニホンジカ、イノシシの農作物被害の低減に向け、県外の民間研修機関等へ鳥獣被害対策実施隊などの有害鳥獣捕獲従事者を派遣し、捕獲に係る知識・技術の向上を目指します。
- ・ ニホンジカやイノシシ等の大型獣の捕獲技術向上を目的として、射撃場での射撃訓練や実際の巻き狩り猟、わな捕獲を体験する研修会を開催します。
- ・ 夜間銃猟や緊急銃猟に対応できる高い技術や能力を有する狩猟者を育成するため、意欲ある狩猟者を県外で行われる夜間銃猟に係る研修会へ派遣します。
- ・ 狩猟者の技術向上を図るため、射撃訓練環境も含めた、狩猟者の技術習得環境の改善に努めます。
- ・ 市町村が滞りなく緊急銃猟に対応できるよう、市町村をはじめとした関係機関と連携した緊急銃猟対応研修会を開催します。

##### ③ ガバメントハンター・麻酔吹き矢の担い手の確保・育成支援（自然保護課）

- ・ 県において、市町村の有害鳥獣捕獲等に協力するガバメントハンターの雇用を検討します。
- ・ 市町村がガバメントハンターを雇用する場合、国の交付金を活用して雇用や育成に要する経費の支援を行います。
- ・ 麻酔吹き矢等を用いた大型獣不動化に関して、外部講師を招聘して研修会を開催するほか、県内において麻酔吹き矢等を扱える人材の確保・育成に取り組みます。

- ④ 青森県鳥獣プロフェッショナル認定制度の創設・始動（自然保護課）  
・ 有害鳥獣捕獲や被害対策指導等に協力できる人材（狩猟者）を「青森県鳥獣プロフェッショナル」として認定・データベース化し、各市町村の要請に応じた支援を行う体制を構築します。

#### （4）対策4 普及啓発の強化

##### ア 基本方針

クマ出没情報管理システムの導入による各種情報発信の迅速化に取り組むほか、各種媒体を活用した注意喚起に取り組みます。

本パッケージに基づき、「被害・侵入防止対策」や「生息環境管理」、「個体群管理」等の各施策を総合的に実施するほか、各種被害の防止に係る正しい知識・技術の「普及啓発」を行います。

##### イ 施策

- ① クマ出没情報管理システム「くまログあおもり」の導入（自然保護課）  
・ 目撃情報等を県民に対して即応的に周知できるよう、県民や市町村職員がリアルタイムで目撃情報を入力でき、それに応じ、県公式LINE等とも連携して迅速な注意喚起を行えるシステムの導入を行います。
- ② 各種媒体を通じた注意喚起・情報発信  
(自然保護課、道路課、防災危機管理課、観光政策課、農林水産政策課、スポーツ健康課、県民活躍推進課、こどもみらい課)  
・ CMや動画により、各年代層に対して幅広く、ツキノワグマ対策の周知や注意喚起を行います。  
・ ツキノワグマ出没警報等が発令された際に、道路情報板等を通じて注意喚起を行います。（※ただし、通行規制情報の表示を優先）  
・ 観光施設等において、多言語版の注意喚起チラシの配布等により、外国人旅行者等への注意喚起を行います。  
・ イノシシ、ニホンジカ等による農作物被害やツキノワグマによる農作業中の人身被害の防止を目的として、農業者を対象とした被害対策研修会を開催します。  
・ 児童・生徒等の安全確保のため、各県立学校、市町村教育委員会や学校法人等と連携し、学校等における安全対策の強化に取り組みます。  
・ ツキノワグマ出没注意報制度の見直しを図り、県民の皆様へより効果的に情報発信します。
- ③ 市町村等関係者への普及啓発（自然保護課）  
・ 市町村担当者等関係者を対象として、大型獣に関する基礎知識や対策、緊急銃猟等に関する研修会を開催します。

## (5) 対策5 庁内体制・支援体制の強化

### ア 基本方針

令和7年度のようなツキノワグマの大量出没等に対応するためには関係部局が連携し、関係機関と各種対策に取り組む必要があることから、県としても即応的に対応できるよう、庁内における連携体制の構築を図ります。

### イ 施策

#### ① 鳥獣被害対策本部の設置

- ・ 鳥獣被害等に対して全庁を挙げて総合的に対応するため、知事を本部長（小谷副知事を副本部長）とし、部局長等で構成する対策本部を設置し、鳥獣被害状況の把握、施策に関する事項、ツキノワグマ特別警報に関する事項を協議します。

#### ② 鳥獣被害対策連絡会議の設置

- ・ 対策本部で決定した施策等を推進するため、関係課で構成する連絡会議を開催し、野生鳥獣による人身被害や農作物被害の情報、ツキノワグマ出没警報を受けた被害防止対策等に関する共有・調整を行います。

#### ③ 鳥獣被害対策支援センター及び鳥獣被害対策支援チームの設置

##### I 鳥獣被害対策支援センター

- ・ 被害対策連絡会議に関する事務処理や各種被害情報の取りまとめをするための「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、鳥獣被害対策支援チームと連携して被害対策を推進します。

##### II 鳥獣被害対策支援チーム

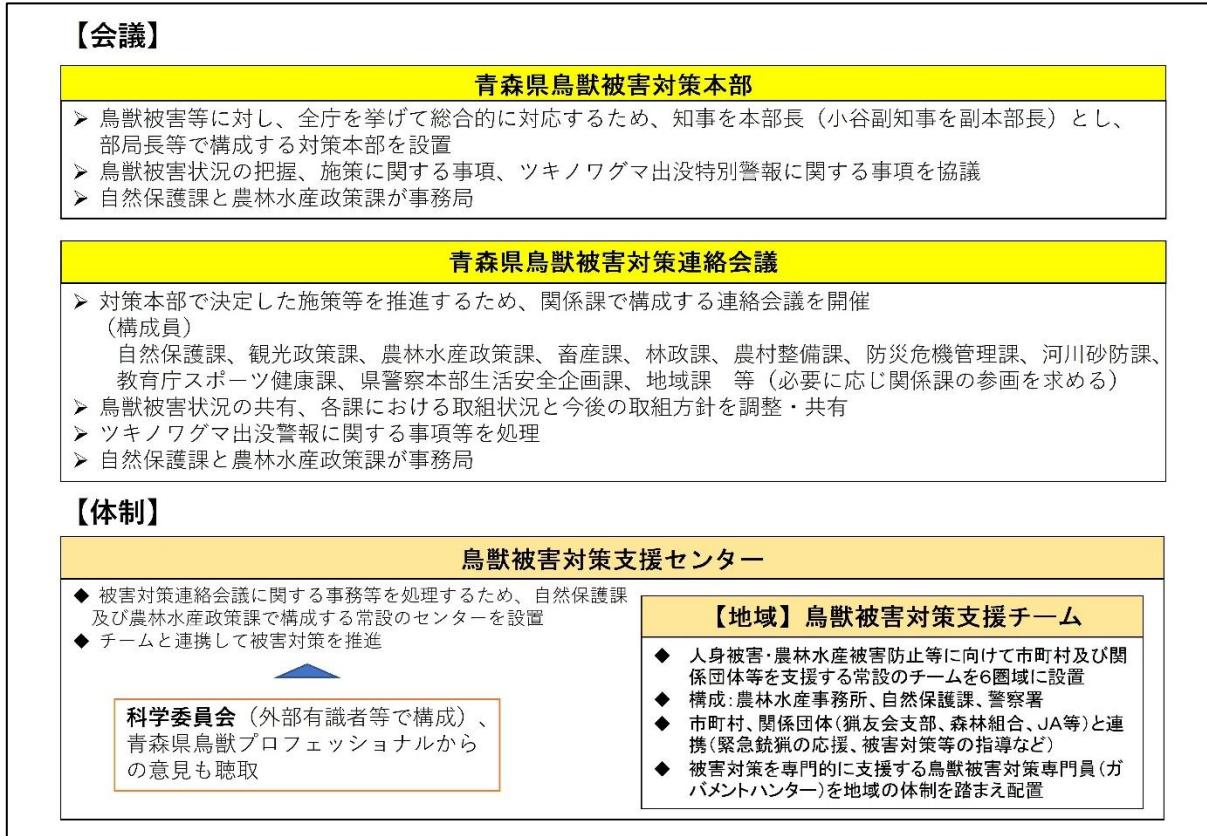
- ・ 人身被害・農作物被害防止等に向けて市町村や関係団体等を支援するため、各農林水産事務所に「鳥獣被害対策支援チーム」を設置し、緊急銃猟応援や被害対策指導等を行います。

#### ④ 各部局における体制等整備（自然保護課、農林水産政策課、県警察本部）

- ・ 有害鳥獣捕獲や被害対策指導等に協力できる人材を「青森県鳥獣プロフェッショナル」として認定・データベース化し、各市町村の要請に応じた協力をを行う体制を構築します。（再掲）
- ・ 鳥獣被害防止対策を担う市町村の鳥獣被害対策実施隊員と連携した対応を行う職員の養成に取り組みます。
- ・ 各市町村に鳥獣関係業務を指揮する鳥獣対策マネジメント・ディレクターを設置し、効果的な対策を推進します。
- ・ 各地域単位での連携会議の開催により市町村間の広域連携を促進します。

- ・ 市街地におけるツキノワグマによる人身被害の発生状況や地域のニーズを踏まえつつ、市町村による緊急銃猟の駆除が十分に行えないような場合に備え、警察官がライフル銃でクマの駆除を行うことができるよう、研修や訓練を通じた体制の整備に取り組みます。
- ・ 職員がクマの生息するエリアに調査等で入る際には、クマ撃退スプレー等の装備品携帯による自衛を徹底することとし、安全確保に努めます。

### (体制図)



## 5 大型獣以外の鳥獣被害防止対策（農林水産政策課）

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシのほか、農作物に被害を及ぼすニホンザル、ハクビシン、アライグマ等の獣類、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ等の鳥類に対し、以下の対策を講じます。

### (1) 市町村等が取り組む農作物被害対策への支援

#### ① 被害防止活動への支援

- ・ 市町村を中心とした地域協議会が取り組む捕獲・追払い活動や捕獲機材、ＩＣＴ機器の導入、侵入防止柵の整備等を支援します。

#### ② 被害防止対策の課題解決に向けた専門家派遣

- ・ 市町村からの要請に応じて地域の課題解決に必要な専門家を派遣し、鳥獣被害防止対策の継続的かつ効果的な推進を図ります。

### ③ 農作物被害防止に向けた新技術の確立・普及

- ・ I C T 機器を活用した各鳥獣種の監視・追払い等に係る技術実証を行い、被害低減に向けた対策技術の確立を図ります。
- ・ これまで県が取り組んだ技術実証等の結果を踏まえた I C T 活用研修会を開催します。

### (2) 鳥獣被害対策実施隊の育成

被害防止対策技術の向上を目的に、県外の民間研修機関等へ市町村の鳥獣被害対策実施隊員等を派遣します。

### (3) 被害防止対策実施の支援体制の強化

#### ① 鳥獣被害対策地域指導員の養成

- ・ 鳥獣被害防止対策を担う市町村の鳥獣被害対策実施隊員と連携した対応を行う職員の養成に取り組みます。

#### ② 各市町村における推進体制の整備及び広域連携の促進

- ・ 鳥獣関係業務を指揮する各市町村の職員を鳥獣対策マネジメント・ディレクターとして任命し、効果的な対策を推進します。
- ・ 各地域単位での連携会議の開催により市町村間の広域連携を促進します。

### (4) 農業者の被害防止対策に係る意識醸成

#### ① 収穫残渣等の適正処理に係る啓発

- ・ 農業者等による被害防止対策の実施を推進するため、農業者に対して誘因物の適切な撤去等に関する普及啓発を行います。

#### ② 被害防止対策技術の知識向上

- ・ 農業者が自ら取り組むことが可能な被害防止対策について知識の向上を図るため、農業者を対象とした研修会等を開催します。